

金融 事情



インド ニューデリー BOP実態調査レポート

1. ブランチレスバンキングの概況

概要

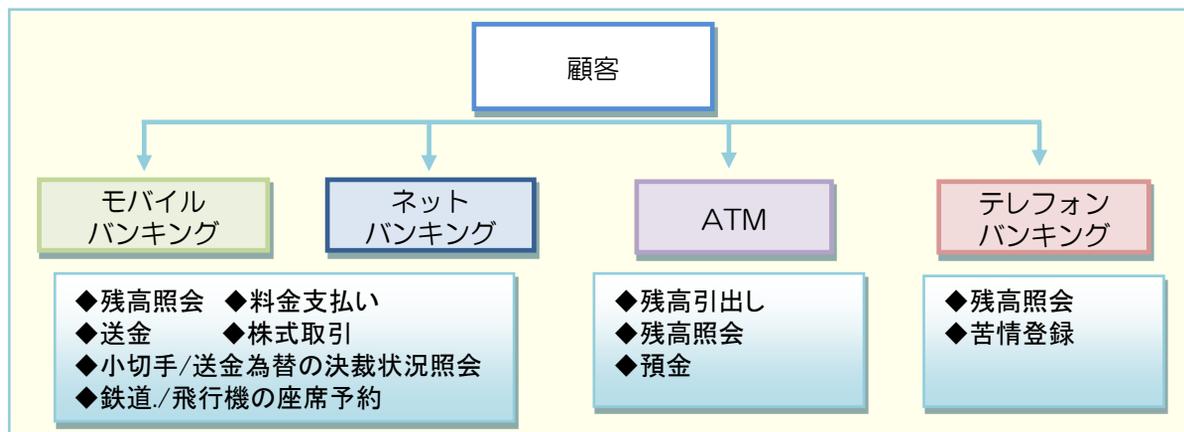
インド市場はブランチレスバンキングを円滑に導入できる態勢にある。農村部でのブランチレスバンキング拡大政策に加え、発達した巨大金融部門と携帯電話産業の存在が、ブランチレスバンキングを成長させる推進力となっている。

2006年にインド準備銀行(RBI)は、銀行が第三者の代理業者を利用して金融サービスを提供することを認めるサーキュラーを発令した。2009年にサーキュラーが改定され、一部の制限が緩和された結果、ビジネスチャンスが広がった。インド計画委員会によれば、2011年の時点で4億740万人のインド人が貧困ラインを下回っており、人口の75%近くが正規金融サービスを適正に利用していない。さらに、貧困層支援協議グループ(CGAP)の報告書には、銀行口座を開設できるのはインドの成人人口の59%未満であり、正規金融機関の融資を受けられるのは成人人口の12%に過ぎないと記載されている。

地方の銀行は2007年からの過去5年間に業績を上げ、大きな顧客基盤に対してサービスを提供できるようになった。マイクロファイナンス機関(MFI)もこの間に成長を見せたが、そのサービス対象はまだ基本的にインド南部の地方に限定されている。自助グループ(SHG)と銀行の連携は引き続き中心的役割を果たしているが、過去2営業年度においては成長が著しく鈍化した。

ブランチレスバンキングの主構成は、オンラインバンキング、モバイルバンキング、現金自動預払機(ATM)等である。インドでは、この数年でモバイルバンキングとオンラインバンキングの利用が格段に増えた。ATMサービスの利用も急速に増加したが、ATMの利用は概ね都市部に限られている。

システム





2. ATMバンキング

ATMの普及概況

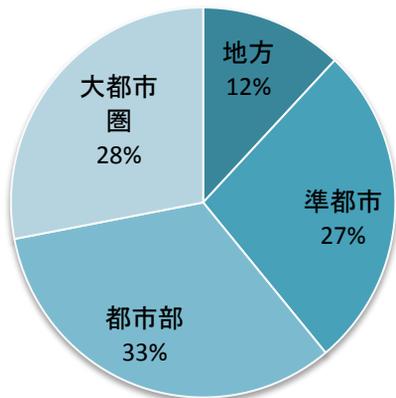
指定商業銀行のATM数

指定商業銀行のATM数（2011年3月31日現在）				
銀行	地方	準都市部	都市部	大都市圏
公営銀行	5,872	13,278	16,186	14,151
国営銀行	2,718	5,680	8,132	8,306
State Bankグループ	3,154	7,598	8,054	5,845
民間銀行	1,262	4,784	7,576	10,029
旧民間銀行	332	1,339	1,401	1,054
新民間銀行	930	3,445	6,175	8,975
外国銀行	21	20	300	1,026
合計	7,155	18,082	24,062	25,206

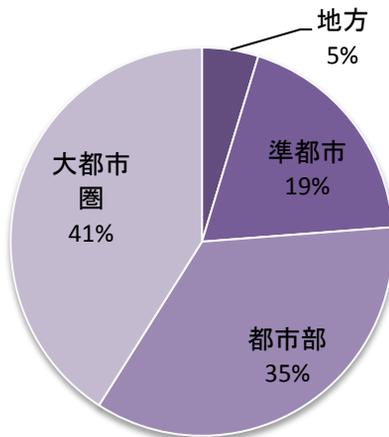
出所：RBI

各地域へのATM設置状況

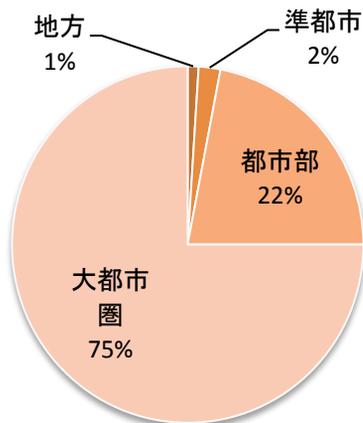
公営銀行ATM



民間銀行ATM



外国銀行ATM



出所：2011年国勢調査、RBI、インド計画委員会

地域区分

定義／人口	人口集団
人口1万5,000人未満	地方
人口1万5,000人～10万人	準都市部
1平方キロメートル当たりの人口密度が400人以上	都市部
人口100万人以上で、一つ以上の地区で構成され、二つ以上の自治体を含む	大都市圏



ATMバンキングの利用機会

インドでは、過去5年間でATMバンキングが着実に広がってきた。2011年の時点で全国のATM設置台数は7万4,505台で、2010年の6万153台より23%増加している。ブランチレスバンキングの観点から見ると、最大の顧客規模を有するのはICICI Bankであるが、ATM設置台数はThe State Bank of Indiaが最も多い。2011年から2015年にかけてインドのATM業界の年平均成長率(CARG)は25%に達するものと予想される。ATMの設置は、都市部と大都市圏に概ね集中している。2011年の地方のATM設置台数は全国総設置台数のわずか9.6%であった。ATM部門の伸びは目覚ましいものの、2011年の地方のATM設置総数は2010年の5,196台に対して7,155台であった。

インドの銀行業界では、いまだにATMのセキュリティが最大の懸念の一つとなっている。銀行口座保有者がATMをあまり利用しないのはこれが要因である。インド準備銀行(RBI)は、新店舗の4分の1を、人口密度が1万未満で銀行のない地域に開設するよう命じるサーキュラーを公営銀行に対して発令した。これにより、地方のATM設置台数が増加し、政府の金融サービス利用機会提供計画の強固な基盤が築かれることが期待される。

3. モバイルバンキング

モバイルバンキングで提供される主なサービス

口座情報	決済・送金	周辺サービス	投資サービス	その他のサービス
取引明細	少額決済処理	クレジット申込	ポートフォリオ管理	一般情報
口座履歴	モバイル・リチャージ	小切手帳申込	株式市況、 個人設定によるアラート	ロイヤルティ関連情報
取引アラート	代金決済	ATM検索		各種プロモーション その他のオファー、サービス
預金監視	請求支払い/ その他の支払い	なし	なし	なし
ローン明細	なし	なし	なし	なし
投資信託明細	なし	なし	なし	なし
小切手決済状況/ 決済中止	なし	なし	なし	なし

出所: RBI

利用頻度

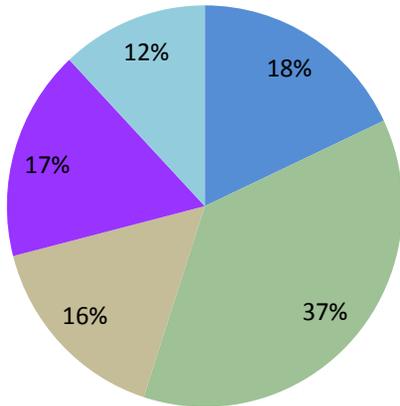
利用期間	利用者の比率(%)
6カ月未満	39.39
6カ月～2年	42.42
2年超	18.18

頻度	利用者の比率(%)
毎日	24.24
週1回	45.45
月1回	30.3

出所: オンライン資料およびGyan Research



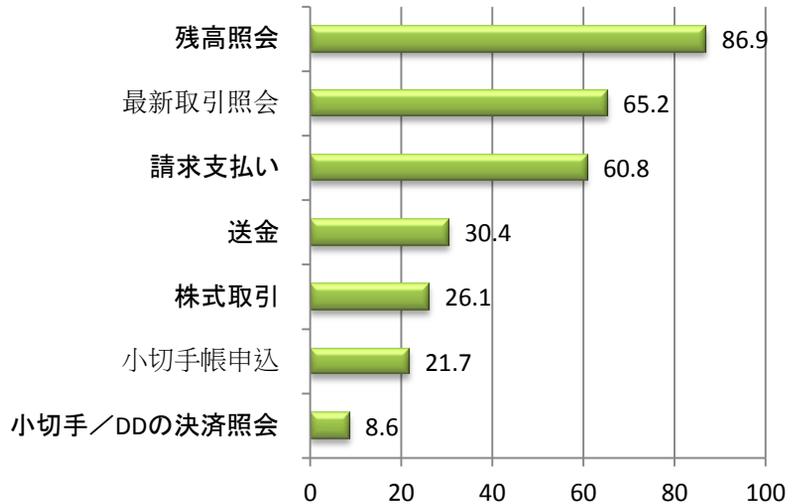
年収でみた利用者の特徴



- 10万ルピー未満
- 10～29万9,999ルピー
- 30万～49万9,999ルピー
- 50万～74万9,999ルピー
- 75万ルピー以上

出所：オンライン公表資料およびGyan Research

よく利用されるサービス（単位：%）



出所：モバイルバンキング・レポート

モバイルバンキングの利用状況

インドの携帯電話利用人口は、現在7億7,500万人前後と推定されるが、モバイルバンキングの利用率はわずかな伸びに留まっている。その原因の一つは、インドの成人人口の約40%が銀行口座を持っていないことである。また、銀行口座所有者の間でもモバイルバンキングの利用率はかなり低い。RBIの報告書によれば、2010年の時点でネットバンキング機能を利用したことのある銀行口座所有者はわずか1%であった。ネットバンキングを日常的に利用する人の比率は0.3%前後である。

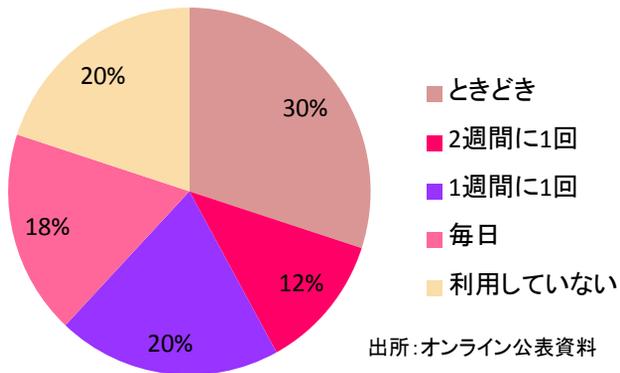
一方、利用者数は着実に増えている。RBIのデータによれば、2009年の70万人に比し、2010年9月末時点のモバイルバンキング利用登録者数は100万人に、2011年5月には110万人に達している。

Boston Consulting Groupの調査報告書によれば、2015年にはインドのモバイルバンキング産業の規模は3,500億米ドルに達する見込みである。



4. インターネットバンキング

利用頻度



よく利用するサービス

用途	%
送金	24
残高照会	46
鉄道／飛行機の座席予約	16
モバイルバンキング	42
ローン返済	36
その他	20

出所: オンライン公表資料

インターネットバンキングの利用状況

インドの銀行業に関するMcKinseyの報告書によれば、銀行口座所有者の中でインターネットバンキングのオプションを利用しているのはわずか7%である。しかし2007年以降、ネットバンキングの利用は7倍に増えた。インターネットバンキングの利用は目覚ましく増加したが、利用率は他の発展途上国と比べて非常に低い。

ネットバンキング利用率は、基本的に都市部より地方の方が低い。利用率が伸び悩む大きな原因は、インド国内の恵まれない地域において非識字率が高いことである。また、ネットバンキングの利点を得ているのはほとんどが都市人口の若年層である。40代半ば以上の方は、ネットバンキングをほとんど利用しない。この年代の人々の多くは、ネットバンキングに必要なテクニカルスキルが十分でないためである。また、多くの人はネットバンキングを使った不正行為の発生を懸念している。インドのバンキングシステムのITセキュリティがまだ安全ではないと考える人が未だにいる。こうした理由で多くの口座所有者はインターネットバンキングに懸念を抱いている。



5. ブランチレスバンキングの規則

代理店

2006年まで、RBIの規則では、銀行業務を行えるのは認可された銀行のみと定められていた。RBIは2006年に、バンキング関連業務における第三者の代理店利用に関するサーキュラーを発令した。これは、インドのブランチレスバンキング発展に向けた大きな前進であった。

代理店サービスの利用を認めるRBIバンキング業務規則 主な内容

- ローン借入人の特定
- ローン申請書の回収および初期情報データの処理
- 裁可後のローンの監視
- 少額融資の実行
- 元本回収および貸付金回収
- マイクロ保険 (BOP層向けの少額の保険) およびその他の形態の第三者商品の販売
- 少額の送金受取と支払い、その他の支払い手段

2006年RBIガイドライン

銀行は、現在残高が5万ルピーまで、年間取引総額が20万ルピーまでの小口口座の所有者の写真と住所自己申告書を保管することが義務付けられている。

決裁システム

2008年8月に、2007年支払・決済システム (PSS) 法が施行され、同法はインドにおける決済システムの規制に役立っている。また、同法は決済システム監視の最高権威機関としてRBIを任命している

PSS法に基づくモバイル取引に関するRBIガイドライン

インドに実店舗を有する銀行は、ブランチレスバンキングサービスを提供できる。モバイルバンキングサービスの対象は、既存の銀行口座所有者に限定される。外貨取引はモバイルバンキングサービスには該当しない。1日の取引の上限は、送金の場合は5,000ルピー、物品・サービスの購入の場合は1万ルピーとする。

6. ブランチレスバンキングの展望

インドでブランチレスバンキングが拡大するのは必然的だが、銀行を利用していない貧困層がどの程度の恩恵を受けられるかはまだ分からない。地方の貧困層が、預金と融資の域を超えて、こうした金融サービスの代替チャネルを利用するかどうかは不明確である。

貧困層へのブランチレスバンキングの浸透はまだ始まったばかりである。銀行を利用していない大衆が向こう10年以内に正規金融サービスを利用するようになることが予想されるため、ブランチレスバンキングもそれと並行して受け入れられるようになる可能性が高い。

インドのブランチレスバンキングは急速に成長しつつあるが、利用率の低さが今なお懸念材料である。



【免責事項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。